

## 魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 事業計画認定申請（以下「認定申請」という。）時において、魚津市外に住民票を有している者
- (2) 住宅 市内において、自らが居住するための一戸建ての住宅（併用住宅、建売住宅及び中古住宅を含む。）
- (3) 住宅取得 住宅の新築又は購入
- (4) 住宅取得額 土地を除く住宅取得に要する金額
- (5) 新築住宅 自らが注文して新築する住宅
- (6) 建売住宅 築3年以内の入居履歴のない購入住宅
- (7) 併用住宅 居住部分と居住以外の部分を併せ持つ住宅のうち、居住以外の部分の床面積が50平方メートル未満かつ延床面積の50パーセント未満のもの
- (8) 中古住宅 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅
- (9) 子育て世帯 交付申請時点で義務教育終了前の子を養育している世帯

(補助金の交付)

第3条 市長は、定住促進を図るため、住宅取得する転入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、1人につき原則として1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 前条第1項に規定する補助金の額は、100万円以上の住宅取得額に、次の表に掲げるそれぞれの補助率を乗じて得た額とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額がそれぞれの限度額を超えた場合はその限度額とする。

区分	補助率	限度額
新築又は建売住宅の購入	4%	40万円
中古住宅の購入	2%	20万円

2 子育て世帯の補助金の額は、前項の算定額に10万円を加えた額とする。  
(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該補助金に係る事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- (1) 魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書(別紙1)
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (3) 住民基本台帳法(昭和24年法律第81号)に基づく世帯全員の住民票
- (4) 住宅取得額が100万円以上であることが分かる書類
- (5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 認定申請は、原則として新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は登記前に行わなければならない。

3 市長は、申請者が次に掲げる者であるときは、当該申請に係る計画を認定しないことができる。

- (1) 固定資産税、市民税、国民健康保険税及び軽自動車税(以下「市税等」という。)を滞納している者(同一世帯に市税等の滞納者がある者を含む。)
  - (2) 建築基準法、都市計画法その他関係法令の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者
- (認定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付すべき対象となる計画であると認定したときは、速やかに、事業計画認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(認定計画の変更)

第7条 前条の認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、事業計画変更認定申請書(様式第3号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

(認定計画の中止又は廃止)

第8条 認定者は、第6条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止しようとするときは、事業中止届(様式第4号)を市長に

提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる建築工事を行ったとき。
- (3) 認定を受けた日以後において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。
- (4) 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該通知のあった日から2年以内に当該事業が完了しないとき。

(補助金交付の申請及び実績報告)

第10条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転入者住宅取得支援事業調書(別紙1)(事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ)
- (2) 魚津市転入者住宅取得支援制度補助金額算出表(別紙2)
- (3) 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は住宅の登記事項証明書
- (4) 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票(事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ)
- (5) 世帯全員の魚津市又は従前住所地の市税等の納税証明書(非課税である者は滞納がないことを証明する非課税証明書等)
- (6) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (7) 建物(工事)引渡書の写し
- (8) 住宅の外観写真
- (9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項各号に掲げる者は、第1項の交付申請をすることができない。

(交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、認定者に対し補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知の後、認定者から提出される補助金請求書（様式第7号）に基づき、補助金を交付するものとする。  
（補助金の交付の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は市長の処分に違反したとき。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、認定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全部について、期限を定めてその返還を請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた認定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

附 則（平成24年3月15日魚津市告示第20号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日魚津市告示第12号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日魚津市告示第31号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 月 日魚津市告示第 号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 事業計画認定申請書

魚津市長 あて

申請者（住宅取得者）

住 所

氏 名

⑩

連絡先（電話）

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
延床面積（予定）	自己の居住部分	m <sup>2</sup>
	居住以外の部分（併用住宅の場合記入）	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>
取得区分	新築 ・ 建売購入 ・ 中古購入	
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
納税に関する事項	（チェックしてください。） <input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	

## 備考

次に掲げる書類を添付してください。

- （1） 魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書（別紙1）
- （2） 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- （3） 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票
- （4） 住宅取得額（土地を除く。）が100万円以上であることが分かる書類
- （5） 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

年 第 号  
月 月 日

事業計画認定通知書

（申請者）

様

魚津市長



年 月 日付けで申請のありました魚津市転入者住宅取得支援制度補助金については、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付対象となる計画であることを認定したので通知します。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

事業計画変更認定申請書

魚津市長 あて

申請者

住所

氏名

⑩

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画について、当該計画を変更したいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

事業中止届

魚津市長 あて

申 請 者

住 所

氏 名

⑩

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

## 補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長 あて

申 請 者

転入後住 所

氏 名

⑩

連絡先（電話）

魚津市転入者住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分	新築 ・ 建売購入 ・ 中古購入
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	自己の居住部分 $m^2$ 居住以外の部分（併用住宅の場合記入） $m^2$ 計 $m^2$
認定通知書の 番号及び日付	年 月 日付け 魚津市指令都第 号	

## 備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書（別紙1）（事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ）
- (2) 魚津市転入者住宅取得支援制度補助金金額算出表（別紙2）
- (3) 新築した場合…建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し  
購入した場合…住宅の登記事項証明書
- (4) 転入後の住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票
- (5) 世帯全員の魚津市又は従前住所地の市税等の納税証明書。ただし非課税である者は滞納がないことを証明する非課税証明書等
- (6) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (7) 建物（工事）引渡書の写し
- (8) 住宅の外観写真
- (9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

様式第6号（第11条関係）

魚津市指令都第 号  
年 月 日

補助金交付決定通知書兼額確定通知書

（申請者）

様

魚津市長



年 月 日付けで申請のありました魚津市転入者住宅取得支援制度補助金については、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額   | 円 |

補助金請求書

魚津市長 あて

申請者

転入後住所

氏名

印

請求金額

円

ただし 年 月 日付け魚津市指令都第 号で交付決定を受けた魚津市転入者住宅取得支援制度補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通			口座番号				
	2 当座							
	3 その他							
	( )							

別紙 1

魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書

1. 子育て世帯の場合

(1) 申請者の世帯の義務教育終了前の子を養育していますか？

はい ( ) 人) ・ いいえ

(2) 義務教育終了前の子を養育している場合

氏名	生年月日	年齢	学年	備考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

\* 年齢は申請時（認定計画・交付申請）の満年齢

2. 併用住宅の場合

① 延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>…①

住宅以外の部分の床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>…②

② < 50 m<sup>2</sup> かつ ② / ① < 0.5          はい          ・          いいえ

別紙 2

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金額算出表

1. 住宅取得費用（土地等の取得費用は除く。）

円

2. 補助金額算出表（1万円未満端数切り捨て）

区分		補助率	限度額	金額
住宅取得費用	新築・建売住宅の購入	4%	40万円	万円
	中古住宅の購入	2%	20万円	万円
子育て世帯に係る加算額		一律	10万円	万円
補助金額				万円